

藤沢市商業振興条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市商業振興条例（平成19年藤沢市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(地域貢献計画書の提出者)

第3条 条例第9条に規定する大規模小売店舗を代表する者は、当該大規模小売店舗を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、協議により、条例第9条に規定する大規模小売店舗を代表する者を定めることができる。

(地域貢献計画書の様式及び提出期限)

第4条 地域貢献計画書の様式は、別記様式のとおりとする。

2 地域貢献計画書は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに作成し、各年度の6月30日までに市長に提出するものとする。ただし、大規模小売店舗を新設する場合における地域貢献計画書については、市長が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。